

徳島県規則第五十号

徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正する規則

徳島県職員互助団体に関する規則（昭和四十五年徳島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 令和十四年三月三十一日までの間、改正後の第二条第四号の規定の適用については、同号中「職員」とあるのは、「職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員」とする。